

令和8年度「観光業界入門研修事業」業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度「観光業界入門研修事業」業務

2 業務目的

観光事業者は中小企業が多く、新入社員や転職者向けに個別の研修を行うだけの体制や仕組みを持ち合わせていない場合が多く、京都の観光業界で働くうえで必要な基礎知識を体系的に学ぶ機会を得られないまま、実業務に携わることになる従事者が少ない。本事業は、京都の観光事業者として必要な基礎知識を、具体的な体験を交えて伝えることで地域全体の人材育成・定着を図るとともに、従事者とDMOとの直接的な接点を創出することを目的とする。

3 業務期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務概要

(1) 研修内容の企画

以下の項目を踏まえて企画案を作成し、委託者と合意形成を図ること。

参加者	宿泊業界をはじめとした市内観光事業者における、業歴の浅い社員 (経験年数3年未満程度を想定)
実施日程	最低4回の催行とし、実施時期は業界の繁忙期を避けるため、概ね以下のような想定とする。 ・ 第1回 令和8年8月頃 ・ 第2回 令和8年9月頃 ・ 第3回 令和9年1月頃 ・ 第4回 令和9年2月頃
実施形態	1回あたり、朝から夕方までの開催を想定する。 1回あたりの参加人数は20～30名程度を想定する。 会議室での講座や、観光地におけるツアー体験など、実地での研修を想定する。
研修内容	以下に挙げる内容を基本としつつ、委託先からの提案を踏まえて決定する。 ・ 市内主要観光地におけるガイドツアー体験 簡単な英語による案内を基本とすることで、語学研修を兼ねることとする。 ガイドは、京都市認定通訳ガイドを起用すること。 ・ 京都観光の豆知識（外国人が興味を持つような事柄） ・ 京料理の文化や、アレルギー対応などへの配慮（実際に昼食を摂りながら体験） ・ 京都市の観光政策やDMOにおける取組 ・ 観光客の実態と接客トラブル対応、法令遵守について

(2) 研修参加者の募集

- 集客のためのチラシ・オンライン広告等のデザイン制作、周知。
- 募集は、京都市観光協会の公式サイト(kyokanko.or.jp)上に受付ページを設けて行う。
受付ページの内容を検討すること。ページ制作作業は発注者側で行う。
- 遅くとも、開催の1か月前から募集を行えるように準備すること。

- 応募状況は、随時、発注者側からも確認できるようにすること。
 - 応募者からの問合せ対応は、原則として問合せの受信から24時間以内に行うこと。
- (3) 研修の運営
- 会場や器材等の手配を行うこと。
 - 講師の手配を行い、必要に応じて謝礼の支払いなどの手続きを行うこと。
 - ツアー実施にあたっては、必要な保険に加入すること。
 - 遅刻者などへの対応ができるよう、緊密な連絡体制を敷くこと。
 - 講師や参加者からの了解を得られた範囲において、録画および記録を行うこと。
 - 参加者アンケートを実施し、各研修の開催後1か月以内に報告を提出すること。

5 その他

(1) 個人情報等の保護

受託者は、この委託業務によって知りえた個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。

(2) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、委託者の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。

(3) 著作権の取扱

- ① 当事業で制作した映像、画像、音声の著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む）は委託者に譲渡するものとし、委託者が作成・運営するホームページや観光プロモーション、イベント等に随時使用、複製、再編集できるものとする。
- ② 制作にあたり、第三者が権利を有する写真・イラスト・動画を使用する際には、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が行う。

(4) 権利処理

- ① 本映像に使用される文芸、音楽、美術等一切の著作権、第三者の肖像権、プライバシー権、その他一切の権利及び、監督・脚本・出演者・カメラマン・アートディレクター・技術監督・その他制作関係者の本映像の著作権に関して、何ら問題の生ずることがない完全な状態で委託者のみに帰属するよう留意すること。
- ② 前項に関し、関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- ③ 本映像の行使に関するあらゆる二次利用料は、一切発生しないものとする。関係者を含む第三者から異議、苦情の申立、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用も含め、受託者の責任と負担においてこれを処理すること。
- ④ ①から③に加え、成果物が、インターネット上の動画配信サイト等で公開可能な映像となるよう、権利処理に特に留意すること。

(5) 瑕疵担保責任

本委託事業における瑕疵担保期間は、契約終了の日から1年間とする。この間に瑕疵が発見された場合は、受託者の責任において補修を行うものとする。

(6) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、委託者と受託者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、委託者の指示するところによるものとする。

以上